

# くみあいニュース

山口大学教職員組合（2021年1月14日 Thursday）

第232号（2019年度-第11号）／電話：083-933-5034・メール：[fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp](mailto:fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp)

## 年俸制問題の団交結果を踏まえた申入れへ回答届く(1/8)

ニュース前号でお知らせしたとおり、この半年間の大きな課題であった任期付教員への年俸制適用問題は、昨年暮れ（12/25）の団体交渉で大学側が「人事委員会決定の凍結・事実上撤回の上、改めて協議・交渉したい」と提案したことを受けて、1月6日（水）にその確認を求める申し入れを行いました。（「くみあいニュース第231号」に掲載済）これに対して1月8日（金）に久保人事課長と寺西人事課副課長が組合事務所へ来室し、久保人事課長名で申し入れへの回答が提示されました。（2頁参照）



## 「凍結の上協議再開」提案を執行委員会で確認・受入れ(1/13)

回答は、組合が11月20日に再度の団体交渉開催を申し入れた際に「法人化後定着してきた健全な労使関係への配慮」を求めたことを考慮したものであるとした上で、申し入れの各号に沿った形で記されており、全体としては了解できる内容となっています。これを1月13日（水）に開催した執行委員会に報告し、提案を受入れることを確認、決定し、同日回答しました。

なお、書記長名の申し入れでは「新たな雇用契約」「新規採用同等論」が不適当な論拠であったと判断し「凍結・事実上撤回」としたのかについても問いましたが、人事課長名回答では直接の言及はありませんでした。しかし「健全な労使関係への配慮を考慮」との回答は、これから再開する協議・交渉の際にも、また今後の労使関係・交渉の際にも大きな意味を持つことになります。



## 任期付教員再任後の年俸制適用は希望した場合のみに

山口大学が組合の回答を受け人事委員会決定凍結を正式に通知した後は、任期付教員の方が再任後に意に反し年俸制適用となることはなくなります。しかし山口大学は今後の協議・交渉で人事委員会決定の凍結解除を「強く希望」しており、なお予断を許しません。また、ごく少数であるとは言え、7月6日の人事委員会決定から凍結が通知されるまでの間に年俸制移行とされた方については移行の見直しは行われません。



## 人給マネジメント改革を巡る攻防で三度押返す！

ともあれ、文科省の推進する「人事給与マネジメント改革ガイドライン発出（2019年2月）」を背景とした山口大学と山口大学教職員組合の攻防は、2019年3月の「大学院手当支給基準改正案凍結」、2020年1月の「大学院手当完全廃止撤回」に続いて今回の「任期付教員再任時の年俸制一律適用の凍結」と三度、組合のとりくみで押し返したことになります。



令和3年1月8日

山口大学教職員組合  
書記長 森下 徹 殿

山口大学総務企画部  
人事課長 久保 梓

任期付教員への年俸制適用問題についての団体交渉結果  
を踏まえた申し入れ（回答）

2021年1月6日付けで申し入れのありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

なお、令和2年12月25日の団体交渉での提案は2020年11月20日付け貴組合からの申し入れにありました、法人化後定着してきた「健全な労使関係」に配慮するよう要望されたことを考慮した上での提案となります。

#### 記

1. 学内への通知は、任用更新後の給与決定については年俸制適用を必須とすることを見直す等記載することで、7月6日付け通知を一旦凍結する旨周知します。
2. 上記1のとおり7月6日付け通知を一旦凍結する旨周知しますので、当然7月6日付け通知以前の状態に戻ります。
3. 7月6日付け通知の内容については、改めて7月6日付け通知を一旦凍結する旨通知するまでは有効であると考えております。
4. 令和2年12月25日の団体交渉で提案したとおり、改めて7月6日付け通知を一旦凍結する条件として、任期付教員の任用更新後の給与決定については年俸制適用を必須とすることについて協議・交渉を開始するよう提案します。
5. 7月6日付け通知では、任用更新後の給与決定については年俸制適用を必須とするとしていますので含みます。